

船舶事故調査報告書

平成30年11月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	沈没
発生日時	平成30年7月15日 10時00分ごろ
発生場所	鹿児島県黒之瀬戸 黒之浜港西防波堤灯台から真方位015° 1.1海里付近 (概位 北緯32° 06.5′ 東経130° 10.7′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、沈没した。
事故調査の経過	平成30年7月25日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約2.0m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、二級小型・特殊・特定
死傷者等	なし
損傷	沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：波向 東、波高 約0.3m、潮汐 下げ潮の初期、潮流 南 南西流約4ノット、水温 約27℃
事故の経過	本船は、操縦者ほか1人が乗り、黒之瀬戸で船首を北東方に向け、 船外機を停止して潮流により南南西方に流されながら漂流していた。 本船は、操縦者が船尾部で、同乗者が船体中央部でそれぞれ釣りを 行っていたところ、左舷船尾方から波が打ち込んで船尾部が沈下し、 海水が流入して船尾部から沈没した。 操縦者及び同乗者は、付近の岸まで泳ぎ着いた。 操縦者及び同乗者は、固形式の救命胴衣を着用していた。 本船の乾舷は、約0.25mであった。
分析	本船は、黒之瀬戸において潮流により南南西方に流されながら漂流 中、左舷船尾方から乾舷を越える波が打ち込んで船尾部が沈下したこ とから、海水が流入して船尾部から沈没したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、黒之瀬戸において南南西方に流されながら漂流 中、左舷船尾方から乾舷を越える波が打ち込んで船尾部が沈下したた め、海水が流入して船尾部から沈没したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、 次のことが考えられる。 ・ミニボートは、波が打ち込みやすいので、波が高くなってきたら 速やかに帰港すること。